

# 年末年始の区施設の休館休止

(1面つづき) ●開館日 ■休館日

施設名	12月						1月					
	26(金)	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	31(水)	1(木)	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)
区役所	●											●
出張所	●											●
区民館	●	●	●									●
保健所(健康センター除く)	●											●
保健相談所	●											●
産業会館	●	●										●
商工情報センター	●	●	●									●
消費者センター	●	●										●
文化センター(森下・古石場・砂町)	●	●	●									●
文化センター(江東区・豊洲・亀戸)	●	●	●									●
文化センター(東大島)※1	●	●	●									●
総合区民センター	●	●	●									●
深川江戸資料館	●	●	●					※2	※2			●
中川船番所資料館	●	●	●									●
芭蕉記念館	●	●	●					※3	※3			●
深川東京モダン館	●							●	●			●
ティアラこうとう	●	●	●									●
スポーツ会館※5	●	●	●					※4	※4			●
スポーツセンター※5(深川・亀戸・東砂・深川北)	●	●	●					※4	※4			●
有明スポーツセンター※6			●	※7				※4	※4			●
健康センター	●	●	●									●
夢の島競技場	●	●	●									●
屋外スポーツ施設(野球場)	●	●	●									●
屋外スポーツ施設(テニスコート)	●	●	●	●	●							●
男女共同参画推進センター	●	●	●									●
青少年センター	●	●										●
福祉会館※8	●	●	●									●
ふれあいセンター	●	●										●
グランチャ東雲	●	●	●									●
障害者福祉センター	●	●										●
子ども家庭支援センター	●	●										●
えこっくる江東	●	●	※9								※9	●
教育センター	●	※10										●
児童館	●	●	※11								※12	※12
児童会館	●	●										●
学童クラブ	●	※13										●
江東きッズクラブ	●	※14										●
げんきッズ	●	※15										●
図書館	●	●	●									●

※1:1/5(月)~7(水)まで休館 ※2:常設展示室のみ開館 ※3:展示室・史跡展望庭園のみ開館 ※4:プール(9:30~17:00)・トレーニング室(9:00~17:00)を一般公開(深川スポーツセンターはトレーニング室のみ)。各施設で団体貸出(9:00~17:00)も実施 ※5:スポーツ会館と東砂はプールのみ12/24(水)~28(日)まで休場 ※6:12/24(水)~27(土)臨時休館 ※7:プールを休止 ※8:千田福祉会館は12/28(日)~1/3(土)まで休館 ※9:事務室は開室 ※10:研修室のみ開室 ※11:平野・東雲・千田・亀戸児童館のみ休館 ※12:平野・東雲・千田・亀戸児童館は運営 ※13:土曜開室学童クラブのみ運営 ※14:土曜江東きッズクラブのみ運営 ※15:げんきッズ扇橋・水神・五大・南央のみ運営

証明書自動交付機設置場所	休止日
区役所1階、ミニストップ潮見店、イオン東雲店、サンドラッグ東砂店、総合区民センター2階、豊洲文化センター1階、深川江戸資料館、カメラアプラザ内、東陽区民館(1/5(月)休止)	12/29(月)~1/3(土)
区役所2階、出張所(6か所)	12/27(土)~1/4(日)
東大島図書館、江東図書館※12/28(日)は17:00まで	12/29(月)~1/5(月)

## 年末年始の防犯対策

### 泥棒・ひったくり・振り込め詐欺に注意

年末年始は、何かと忙しく、気持ちも緩みがちになり、少しの油断から、犯罪の被害に会いやすい時期です。個人で、地域でしっかりとした防犯対策を行い、犯罪者に「この地域では悪いことができない」と思わせることが大切です。

### 自宅を空けるときの泥棒対策

年末年始は、帰省などで自宅を空ける機会も増え、会社やお店なども長期間休みとなるため、空き巣や事務所荒らしなどの泥棒被害が増える傾向にあります。空き巣の侵入手段は、住宅の種類に応じて違っており、一戸建て住宅では「ガラス破り」が、中・高層住宅では施錠されていないドアなどからの侵入が多くなっています。次のような対策を講じましょう。

### ひったくりに注意

年末年始は、多額の現金を出し入れしたり、持ち歩いたりする機会が多くなります。金融機関などで現金を出し入れする際は、様子がおかかったり、後をつけてくる不審な者がいないか周囲に気を配り、暗証番号を盗み見られたり、多額の現金を持っていると悟られないように注意しましょう。また、外出の際は次のような対策で被害を未然に防ぎましょう。

に防ぎましょう。  
○かばんは建物側・壁側に持つ  
○自転車のかごにはひったくり防止カバーなどを付ける  
○後方からバイクが来たときは、振り返って確認する

### 家族で振り込め詐欺対策を

電話で次のような内容でお金を要求された場合は要注意です。  
○息子さんやお孫さんから「携帯電話番号が変わった」と連絡があった  
○息子さん、お孫さんから「電車の中で鞆を無くした」「トラブルがあった」「友人の連帯保証人になった」「会社のお金を使い込んだ」  
このような時は、必ず家族の「変更前の電話番号」に確認の電話をしてください。家族に繋がらないときは、迷わず110番通報しましょう。

### 江東区パトロールカーは年末年始も巡回

江東区パトロールカーは、白黒のボディと青色回転灯を目印に、年末年始も休まず区内のパトロールを実施します。  
問 危機管理課防犯担当  
☎(3647)4399

## 高額療養費の自己負担限度額が変更

### 70歳未満の方 27年1月診療分

平成27年1月診療分から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が、政令改正に伴い下表の限度額に変わります(70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません)。  
また、これに伴い現在3区分の「限度額適用認定証」等の適用区分が下表のとおり5区分に変更されます。有効期間が平成

### 医療保険課保険給付係

☎(3647)3168  
FAX(3647)8443

所得区分	自己負担限度額	認定証の適用区分
旧ただし書き所得(※1)が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費(※2)-842,000円)×1%※多数回該当の場合(※3)は140,100円	ア
旧ただし書き所得が600万円超901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%※多数回該当の場合93,000円	イ
旧ただし書き所得が210万円超600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%※多数回該当の場合44,400円	ウ
旧ただし書き所得が210万円以下の世帯	57,600円※多数回該当の場合44,400円	エ
住民税非課税世帯(※4)等	35,400円※多数回該当の場合24,600円	オ

※1:国民健康保険被保険者全員(擬制世帯主を除く)の平成25年中の総所得および山林所得、並びに株式・長期(短期)譲渡所得等の合計額から基礎控除額33万円を引いた額(雑損失の繰越控除額は控除しません)  
※2:総医療費:患者が支払う一部負担金と国保等の負担の合計で、保険点数を10倍にした額。  
※3:同じ世帯で過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目からの限度額。  
※4:世帯主(擬制世帯主を含む)と国民健康保険被保険者全員が住民税非課税の世帯。